

首都直下地震発生時における施設利用の協力に関する協定

消費者庁（以下「甲」という。）と独立行政法人国民生活センター（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、首都直下地震発生時に消費者庁の庁舎の全部又は一部が使用不能となる場合に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を消費者庁の代替庁舎として利用することについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「首都直下地震」とは、首都直下地震対策特別措置法（平成25年11月29日法律第88号）第2条第1項に規定するものをいう。

（対象施設）

第3条 この協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地 神奈川県相模原市中央区弥栄三丁目1番1号

施設名 独立行政法人国民生活センター相模原事務所

（協力要請）

第4条 甲は、首都直下地震発生時に、前条で規定する施設を代替庁舎として利用する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

（連絡体制）

第5条 前条の規定による要請は、消費者庁長官の名により独立行政法人国民生活センター理事長に対して行うものとする。

2 前項の目的を達するため、甲乙は互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（協力体制）

第6条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更がある場合、乙は、甲に報告するものとする。

(代替庁舎の利用)

第7条 乙は、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、消費者庁の代替庁舎の開設及び運営に協力するものとする。

2 前項の措置に伴う損害及び追加費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲乙の協議により決定するものとする。

(備蓄及び訓練等)

第8条 乙は、法人自らの負担と責任において、その管理する施設及び設備の地震に対する安全性の確保、食料、飲料水、トイレパック等の備蓄その他の震災対策の推進を図らなければならない。

2 乙は、前項に定めるものに加え、甲が実施する備蓄物資の整備、訓練等に対し、積極的に協力するよう努めなければならない。

(その他)

第9条 本協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項は、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

第10条 首都直下地震以外の大規模災害が発生した場合においても、当該災害の事態の推移に応じ、この協定を準用するものとする。

(効力を有する日)

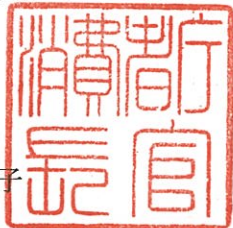
第11条 この協定は、締結日から効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保存する。

平成26年12月26日(締結日)

甲 消費者庁

長官 板東 久美子



乙 独立行政法人国民生活センター

理事長 松本 恒雄

